

# 皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成30年10月3日

## 育児休暇中の保育園の継続利用について

育児休暇中の保育園の継続利用に関してです。

現在2歳の子供を小規模の認可保育園へ通わせております。小規模の為、こちらの園は2歳児クラスまでしかなく、来年3月末で卒園となります。来年4月以降は3歳児クラスのある大きい保育園へ新たに通わせる予定で、一斉入所申込みの準備をしていたところ、申込み自体ができないということが発覚しました。

理由は、私が現在第二子を妊娠中であり、来年4月の時点では育児休暇に入っております為、家庭で育児ができるということで、この度の一斉入所へは申し込みができないということでした。育児休暇中は自宅で保育できるため、保育園へ通わせることができない、という点に関しては理解できます。しかし、もともと進級できるクラスのある保育園に通っていれば、育児休暇中も子供の環境変化への配慮として、第二子が1歳になる年度の3月末までは、第一子もそのまま通園できるのが現状の制度かと思えます。

同じ育児休暇中でも、保育園を継続利用できる方がいる一方、私のように小規模園の卒園というタイミングと被ってしまったが為に、継続利用ができない人がいるというのは不公平を感じざるを得ません。もともと付くはずであった卒園加点や、第一子を先に入園させることで付くはずであった兄弟加点も全てなくなってしまいます。

1年後に職場復帰するにあたって、第一子、第二子を同時申し込みするしかなく、二人とも保育園が決まる保障もないという現状に、やるせない思いでいっぱいです。せめて何か救済措置をとって頂けるような配慮があればと思わずにはいられません。

また保育園に通わせられなかった際の予備手段として、一時保育も検討しておりましたが、居住区は預かり保育が実施されている認可保育園が1か所しかなく、かつ育休中はリフレッシュ休暇としてみなされるようで、月最大3回しか利用できないとのことでした。他の区で一時保育を利用されている友人は、専業主婦でも週3回、空きがあれば週5回利用しております。園の方針によって違うのでしょうが、大阪市として利用回数などを統一してほしいという方は大勢いらっしゃるかと思います。

やるせない思いをする方が一人でも減るよう、保育園利用が少しでも公平なものへと改善されるよう、真摯にご検討頂きますようお願い申し上げます。

## 浪速区役所や関係部署からの回答

小規模保育事業を卒園後に他の保育施設の利用を申込みされる場合ですが、基本的には保護者の育児休業期間中は、子どもを保育することができないとは認められていないため、利用開始月中に復職されることが前提で申込みをしていただく必要があります。

休業開始前既に保育施設へ入所していた児童については、「次年度に小学校への就学を控えているなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」や「当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される場合」に、国は継続入所の取扱いとして差し支えないものとしており、本市においても引き続き同じ保育施設等を利用することができることとしています。しかしながら、今回の事例につきましては、利用施設が変更となってしまうために、国が認めている条件に当てはまらず、残念ながら育児休業時の継続利用を事由とした保育認定を受けることができないのが現状です。

なお、育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所され、復職時に利用申込みされる場合は加点の対象としております。

また、一時預かり事業は、主に保育所等を利用されていない家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難になる場合、また育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減のため保育を必要とする場合に、一時的に児童を預かる事業となっております。

本事業では、育児負担の軽減を理由とする利用にあたり、利用回数に制限を設けているわけではありませんが、施設によって利用状況や預かり可能人数、保育室の広さなど状況が違うなか、できるだけ多くの利用希望者に公平にご利用いただくため、利用回数など制限を設けている施設もございます。

お住まいの区の公立保育所で実施している一時預かり事業については、保育所入所の基準に満たない就労をされている家庭の乳幼児をお預かりする事業として開始し、疾病・入院、育児疲れの解消やその他の理由の方も対象としておりましたが、就労の方を中心としてお預かりしてきました。その後も本市では、就労していても保育所入所できない待機児童の方が多かった為、要件によってお預かりできる日数に上限を設けてまいりましたが、待機児童数も減少してきている現状をふまえ、お預かりできる日数に関しまして、来年度から柔軟な対応ができるように検討してまいります。

なお、本市の一時預かり事業については、お住まいの区以外の区の施設も利用可能となっておりますので、ご利用を検討される際の参考としてください。

(こども青少年局回答)

# 皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成30年10月3日

## 窓口業務の対応について

窓口業務の委託業者が代わってから本当に対応の質が悪いです。

まず言葉使いや態度が受付を担当できるレベルでは無い方が沢山いらっしゃいます。

外国人の方への対応も毎回偉そうに説明しているのがよく聴こえてくるのですが、わかりやすい日本語で、且つ丁寧にお話されることがそんなに難しい事でしょうか？

馬鹿にしたような態度や表情で説明している職員、またその対応中の後ろで談笑や暇そうにうろうろしている方、実際に他の来庁者の方が対応の悪さでお怒りな場面もよく目にします。

派遣社員といえど「個人では無く区役所の人間として来庁者に接している」という自覚が足りないのではないのでしょうか。

また現状をそのままにしている浪速区役所本職員の方にも大変不信感を覚えます。

浪速区役所や関係部署からの回答

このたび、窓口業務に従事している委託事業者のスタッフの対応が不十分、かつ丁寧さに欠けていたということであたいへん不愉快な思いをおかけしてしまいました。

ご指摘いただきました件につきましては、直ちに委託事業者に対し、適切な案内、丁寧な説明を行うよう厳しく指導いたしました。

また、ご指摘いただきました内容を踏まえ、委託事業者のみならず、区役所職員に対しましても、市民の皆様が目線に立ったわかりやすい説明と、親切で丁寧な窓口対応を心がけ、来庁者の方が気持ちよくお帰りいただけるよう、周知徹底を図りますとともに、窓口サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

に努め、気持ちよくお帰りいただけるよう、周知徹底を図りますとともに、窓口サービスの向上に努めてまいります。

## 皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成30年10月15日

### 国民健康保険料の災害にかかる減免適用基準について

国民健康保険料の軽減・減免について、「災害にかかる減免」の基準が高すぎる。

全壊・半壊のみで、該当する可能性がほとんどない。

### 浪速区役所や関係部署からの回答

平成30年度より国民健康保険を都道府県単位で運営することとなり、大阪府内の市町村において、保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施することとなっております。

本市においても「府内統一基準」に基づき、災害にかかる減免制度を設けており、主たる居住用住宅が被災した際の損害の程度が「全壊・全焼・大規模半壊」「半壊・半焼」「火災による水損・床上浸水」の3つの区分に該当する場合に減免を行い、減免の割合は区分に応じて決定しています。

なお「全壊・全焼・大規模半壊」「半壊・半焼」の判定基準については、平成13年に内閣府より示された「災害の被害認定基準について」を基にしております。

損害の程度については、被災証明書等の事実を証明する書類にて確認しており、判定基準は以下のとおりとなります。

「全壊・全焼・大規模半壊」

住宅の床面積の7割以上が損壊、流失、埋没、又は焼失（消火による損壊を含む。以下同じ。）したもの、または7割未満であっても全面的に改築しなければ居住の用に供し得ない状態のもの。

家財の3分の2以上の損害を受けたもの。

「半壊・半焼」

住宅の床面積の2割以上7割未満が損壊、流失、埋没、又は焼失したもので、残存部分の改築により居住の用に供し得る状態のもの。

3日以上の上浸水、又は、家財の2分の1以上3分の2未満の損害を受けたもの。

「火災による水損・床上浸水」

2日以上の上浸水、又は、家財の3分の1以上2分の1未満の損害を受けたもの。

者の方が気持ちよくお帰りいただけるよう、周知徹底を図りますとともに、窓口サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

に努め、気持ちよくお帰りいただけるよう、周知徹底を図りますとともに、窓口サービスの向上に努めてまいります。